65 歳以上の方

補聴器購入費助成のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の方へ

日常生活のコミュニケーションを支援し、積極的な社会参加を促し、
認知機能低下を予防することを目的として実施します。



助成の額：上限 20,000 円 、 助成の回数：お一人につき 1 回限り

対象者：以下の全てを満たす方

①市内に住所を有する満 65 歳以上の方

②身体障害者手帳（聴覚障がい）の交付を受けていない方

③耳鼻咽喉科の診療を行う病院又は診療所の医師により、両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上と診断され、補聴器の使用を必要と認める方

④医師が、補聴器の装用により認知機能の低下を予防することに一定の効果が期待できると判断した方

申請の流れ

①申請書を提出する（意見書、補聴器の見積書も必要です）

＊意見書は、耳鼻咽喉科の診療を行う病院又は診療所の医師により作成されたもの。意見書作成にかかる費用（医療機関によって異なる）は自己負担となります。

②市から決定通知書を受け、補聴器を購入する

③雲南市高齢者補聴器購入費助成請求書を提出（領収書を添付する）

申請窓口

雲南市役所保健医療政策課

又は、各総合センター市民福祉課（吉田・掛合は市民サポート課）

お問合せ

雲南市役所　保健医療政策課

電話：０８５４－４０－１０４０